

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年御杖村規則第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中「同じ」を「同じ。」に改める。

第9条の8第6項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

別表第2中

「

1 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子3を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして村長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において5日 (その養育する中学校就学の始期に達するまで子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
--	---

」

を

「

1 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子3を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして村長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして村長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち村長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において5日 (その養育する中学校就学の始期に達するまで子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
---	---

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。